

平成27年12月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

平成27年11月30日

## 平成27年12月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	(仮称)手良地域交流センター建設工事説明資料……………	1
議案第1号関係資料(2)	(仮称)手良地域交流センター建設建築工事配置図……………	2
議案第1号関係資料(3)	(仮称)手良地域交流センター建設建築工事平面図……………	3
議案第1号関係資料(4)	(仮称)手良地域交流センター建設建築工事立面図……………	4
議案第2号関係資料	新市まちづくり計画(新市建設計画)の変更について……………	5
議案第3号関係資料	伊那市過疎地域自立促進計画について……………	6
議案第6号関係資料	市道路線認定位置図……………	7
議案第7号関係資料	市道路線変更位置図……………	8
議案第8号関係資料	市道路線変更位置図……………	9
議案第9号関係資料	市道路線廃止位置図……………	10
議案第10号関係資料(1)	市道路線廃止位置図……………	11
議案第10号関係資料(2)	市道路線変更位置図……………	12
議案第10号関係資料(3)	市道路線認定位置図……………	13
議案第11号関係資料	伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表……………	14
議案第12号関係資料	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表……………	17
議案第13号関係資料(1)	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表……………	18
議案第13号関係資料(2)	伊那市印鑑条例新旧対照表……………	20
議案第14号関係資料(1)	伊那市地域自治区条例新旧対照表……………	21
議案第14号関係資料(2)	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表……………	24
議案第16号関係資料	伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例参考資料……………	25

議案第17号関係資料(1)	伊那市保育園条例新旧対照表(第1条関係) ……	27
議案第17号関係資料(2)	伊那市保育園条例新旧対照表(第2条関係) ……	28
議案第18号関係資料(1)	伊那市農業委員会に関する条例新旧対照表…	29
議案第18号関係資料(2)	伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例新旧対照表…	31
議案第19号関係資料	伊那市農業公園条例新旧対照表…	32
議案第22号関係資料	伊那市防災会議条例新旧対照表…	34
議案第23号関係資料	伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表…	35
議案第24号関係資料	伊那市体育施設条例新旧対照表…	45

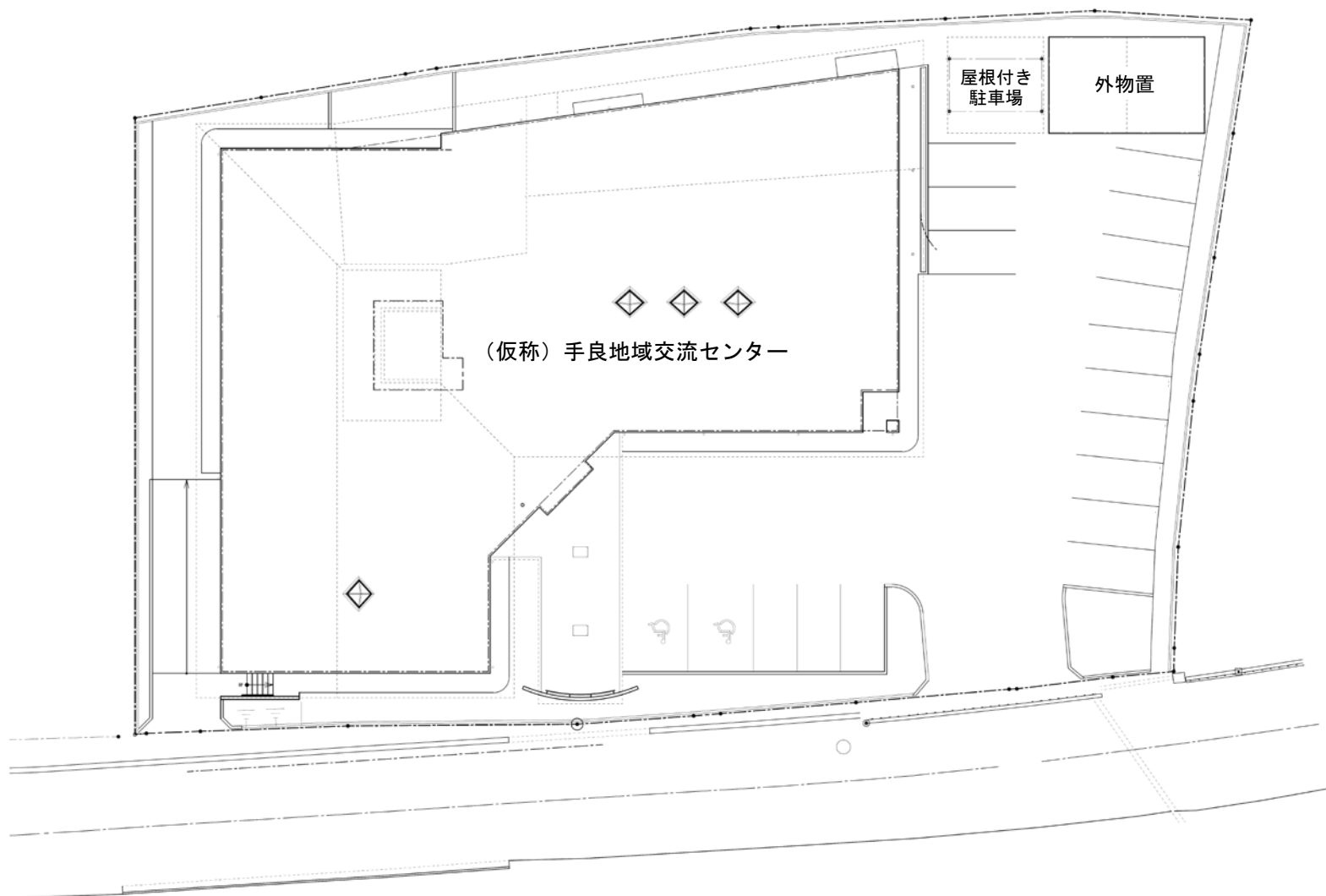
# 議案第1号関係資料(1)

## (仮称) 手良地域交流センター建設工事説明資料

工 事 名	(仮称) 手良地域交流センター建設工事			
工種、金額 及び 相手方	工 種	金 額		相 手 方
	建築工事	259,200,000円 (内消費税 19,200,000円)		宮下建設株式会社 代表取締役 宮下 金俊
	機械設備工事	37,260,000円 (内消費税 2,760,000円)		池田建設株式会社 代表取締役 池田 幸平
	電気設備工事	30,240,000円 (内消費税 2,240,000円)		宮原電気工事株式会社 代表取締役 宮原 雄一朗
	合 計	326,700,000円 (内消費税 24,200,000円)		
工 事 概 要	<p>1 施設建築工事</p> <p>(1) 構造等 鉄筋コンクリート造(平屋) 延べ床面積 902.46㎡ (内訳) 講堂、研修室、会議室(2室)、講座室、相談室、実習室、プレイルーム、 図書館、事務室、トイレ(男女多目的各1か所)ほか</p> <p>(2) 附属建物 外物置(軽量鉄骨造(平屋) 48.16㎡)、屋根付き駐車場(15.87㎡)</p> <p>(3) 駐 車 場 18台分</p> <p>2 旧手良公民館・支所解体撤去、跡地整備工事</p> <p>構造等 鉄骨造(3階) 延べ床面積 848.67㎡</p>			
工 事 期 間	契約の日から平成29年3月24日まで			
予 算	総事業費	339,690,000円	主な財源	社会資本整備総合交付金(交付率40%) 合併特例事業債(充当率95%、交付税算入率70%)

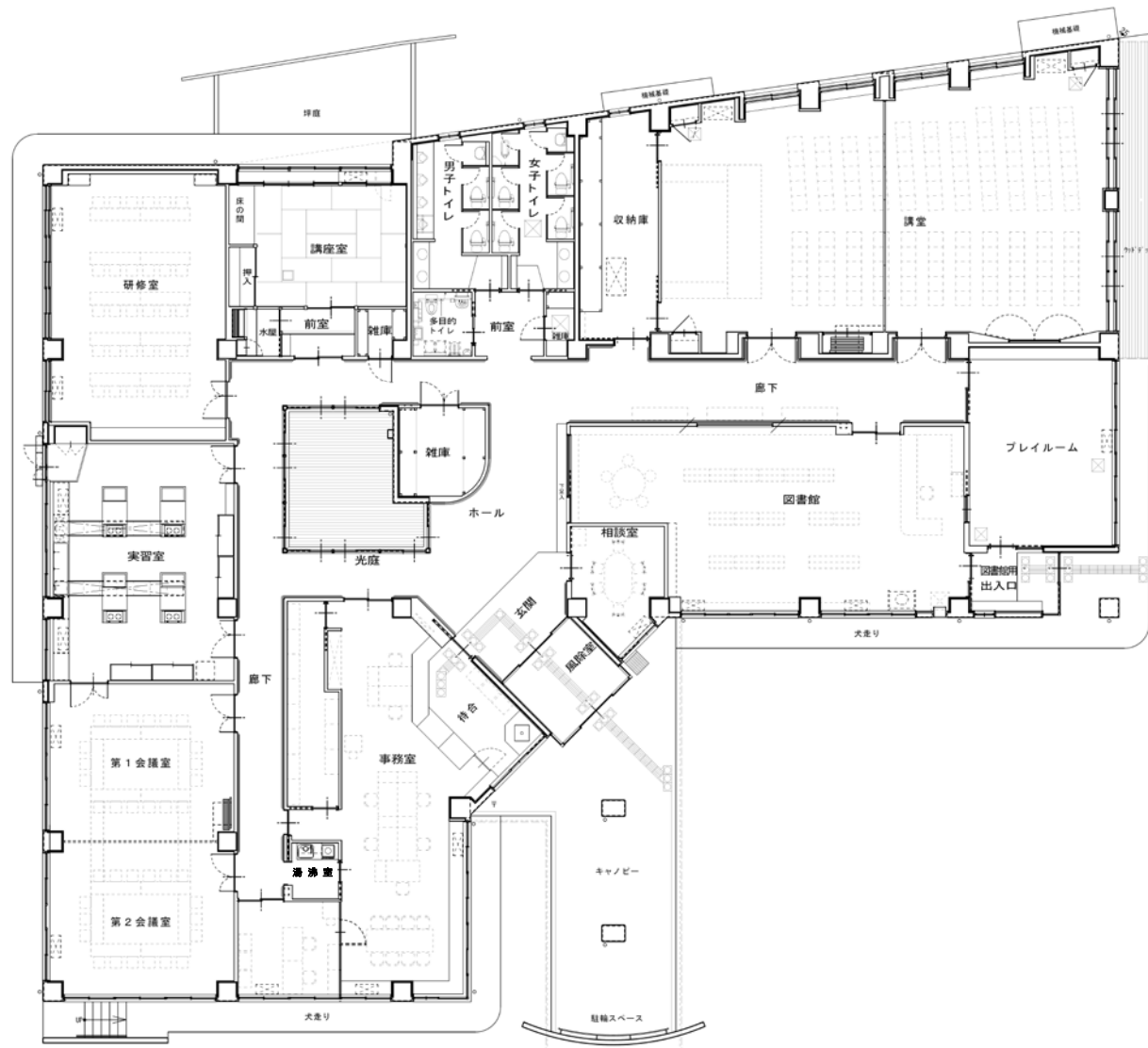
議案第1号関係資料(2)

(仮称) 手良地域交流センター建設建築工事配置図



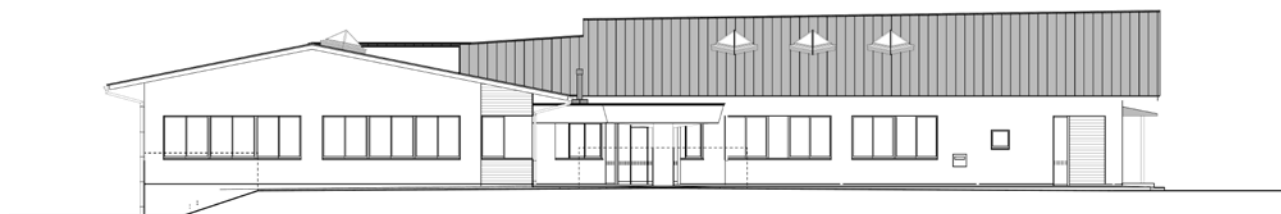
議案第1号関係資料(3)

(仮称) 手良地域交流センター建設建築工事平面図



議案第1号関係資料(4)

(仮称) 手良地域交流センター建設建築工事立面図



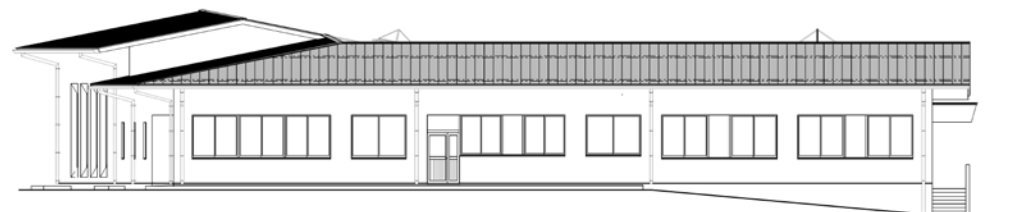
南側



東側



北側



西側

## 議案第2号関係資料

新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について

概 要	計画該当ページ
<p><b>1 計画変更の趣旨</b></p> <p>東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災による直接的な被害を受けなかった合併市町村についても、合併特例事業債の発行可能期間が5年間延長された。</p> <p>平成28年度以降も継続して計画に掲げる事業を実施する必要がある、また、合併特例事業債を活用した有利な財政運営を行うことが可能となるため、計画期間を5年間延長するものである。</p> <p>変更の主たる目的は、計画期間を延長することであり、新市のまちづくりの基本方針を変更するものではない。</p> <p>なお、既に完了している事業等の内容も含まれるが、過去に実施した事業との整合を図るため、記述の削除は行わない。</p> <p><b>2 主な変更内容</b></p> <p>(1) 計画期間の延長 「合併年度及びこれに続く10年間」（平成27年度まで）を「合併年度及びこれに続く15年間」（平成32年度まで）に変更</p> <p>(2) 指標等の時点修正 ・第2章 新市の概況 第2節 面積 ・第3章 主要指標等の見通し ・第7章 財政計画 (4) 財政計画</p> <p>(3) 新規予定施策の追加 「第5章 新市の施策」に新規予定施策を追加 ・「安心・安全のまちづくり」の施策概要に「防災拠点施設の整備」を追加 ・「地域における福祉社会の創出」の施策概要に「福祉拠点施設の整備」を追加</p> <p>(4) 公共施設の適正配置 地方財政法の一部改正により公共施設等総合管理計画に基づく施設の除却について、地方債の特例措置が創設されたため、除却の財源として、合併特例事業債を活用できるように計画内容を見直す。</p>	<p>5ページ</p> <p>7ページ</p> <p>20～22ページ</p> <p>65、66ページ</p> <p>46ページ</p> <p>49ページ</p> <p>61ページ</p>



# 議案第3号関係資料

## 伊那市過疎地域自立促進計画について

概 要	計画該当ページ
<p><b>1 計画策定の趣旨</b></p> <p>過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が5年間延長（平成33年3月31日まで）されたことから、引き続き過疎対策事業債を活用した事業を推進するため、改正法により延長となった期間と同様に平成28年度から平成32年度までの計画を策定する。</p> <p>なお、市の計画は、県の過疎地域自立促進方針（以下「県方針」という。）に基づき、現計画の時点修正を基本として見直しを行う。</p> <p><b>2 計画の概要</b></p> <p>(1) 計画期間 平成28年度から平成32年度まで</p> <p>(2) 現計画からの主な変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の概況及び行財政の状況の時点修正</li> <li>・地域の自立促進に関し必要な事項として「「日本で最も美しい村」づくり」を追加</li> <li>・現況と問題点及びその対策についての時点修正</li> </ul> <p>(3) 計画事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規予定事業の追加（産業の振興 3事業、生活環境の整備 3事業、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 3事業）</li> <li>・完了及び廃止事業の削除（24事業）</li> </ul> <p>(4) 県方針との整合</p> <p>《県方針の主な変更点》 新たな項目として「産業の振興」に「自然エネルギーの普及」が追加された。</p> <p>《市の計画における対応》 現計画の「施策別の基本方針」に「新エネルギーの活用」に関する記述があるため、新計画にも引き続き掲載 ※伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの策定経過を踏まえ、記載内容を充実</p> <p>(5) 伊那市公共施設等総合管理計画との整合</p> <p>公共施設等の管理に関する基本的な考え方を計画へ反映</p> <p>《伊那市公共施設等総合管理計画の考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統廃合、建替え等を除き、新たな公共施設の建設は原則として行わない。</li> <li>・既存施設を長期的かつ経営的な視点で管理・活用・処分する。</li> <li>・施設の長寿命化、更新費用の軽減及び平準化を図り、これまで蓄積してきた公共施設等を良質な資産として次世代に引き継ぐ。</li> </ul>	<p>33ページ</p> <p>1～24ページ 32～33、88、90ページ 34～93ページ</p> <p>47、48、63、71ページ</p> <p>32、87～90ページ</p> <p>21、22、32、88、90ページ</p>

議案第6号関係資料

# 市道路線認定位置図



三峰川

三峰川榛原河川公園

富県4992

I-3356  
市道 貝沼西線  
認定区間  
延長 161.5m  
幅員 4.0~6.0m

富県4938

市道榛原貝沼線

市道榛原桜井線

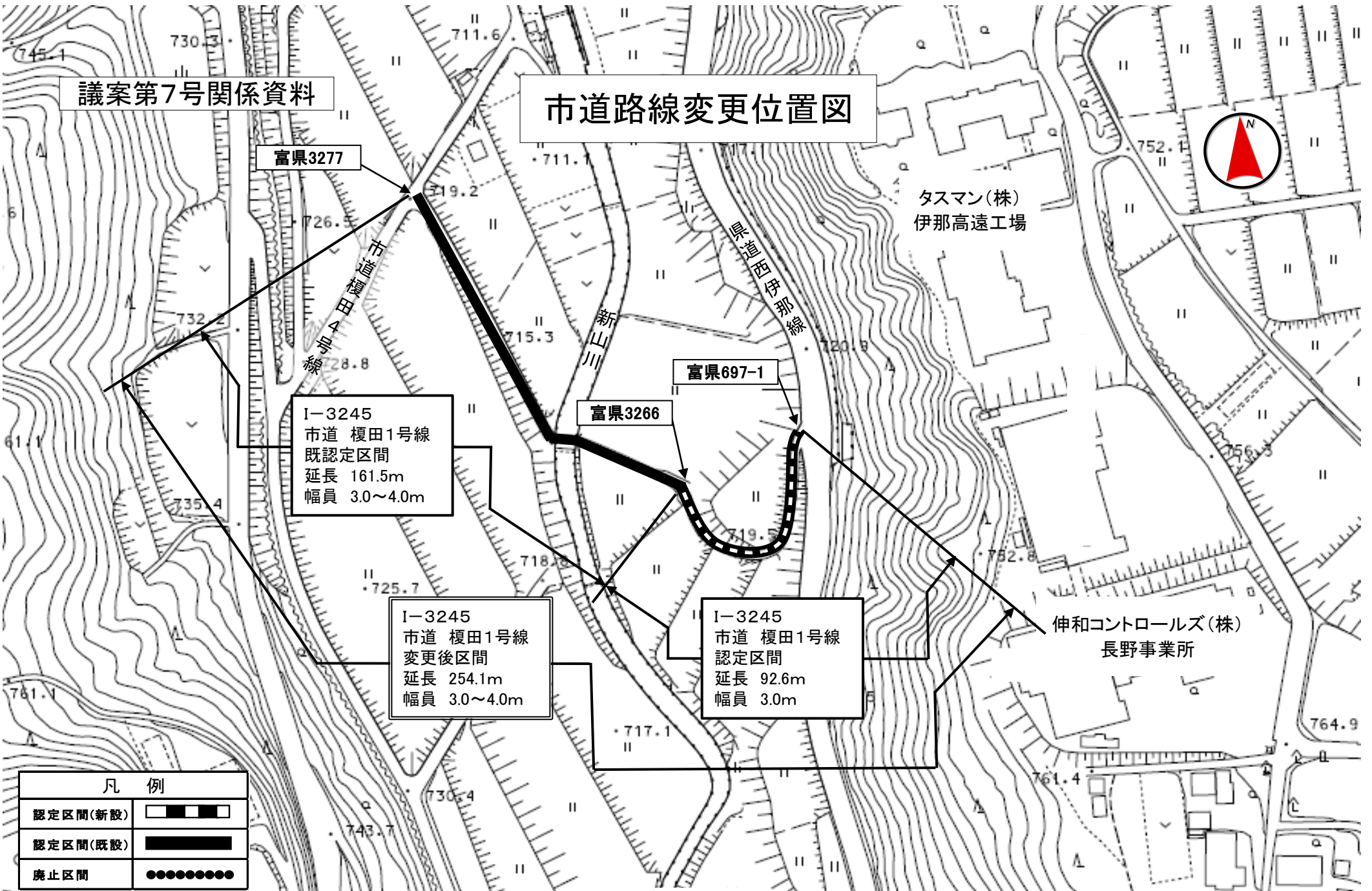
県道伊那生田飯田線

榛原いきいき  
交流施設

凡 例	
認定区間(新設)	▬▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●●●●

議案第7号関係資料

市道路線変更位置図



# 市道路線変更位置図



# 市道路線廃止位置図



長谷黒河内  
2873-3

H-4056  
市道 寺室女沢線  
廃止区間  
延長 606.0m  
幅員 1.2~6.5m

長谷黒河内  
2873-25

(株)伊那生コンクリート工業  
長谷工場

凡 例	
認定区間(新設)	▬▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●●●●

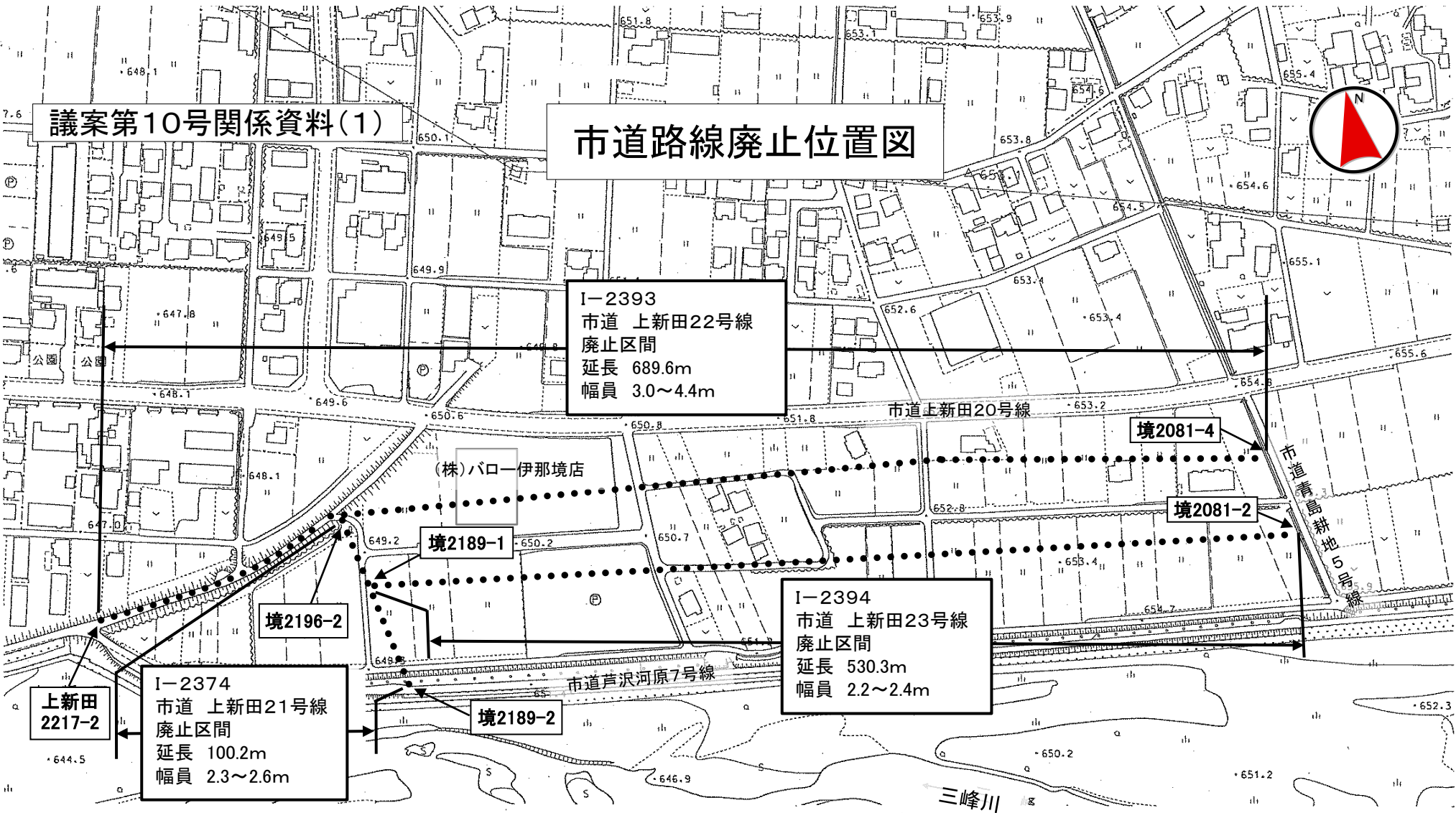
# 市道路線廃止位置図



I-2393  
市道 上新田22号線  
廃止区間  
延長 689.6m  
幅員 3.0~4.4m

I-2394  
市道 上新田23号線  
廃止区間  
延長 530.3m  
幅員 2.2~2.4m

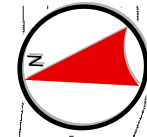
I-2374  
市道 上新田21号線  
廃止区間  
延長 100.2m  
幅員 2.3~2.6m



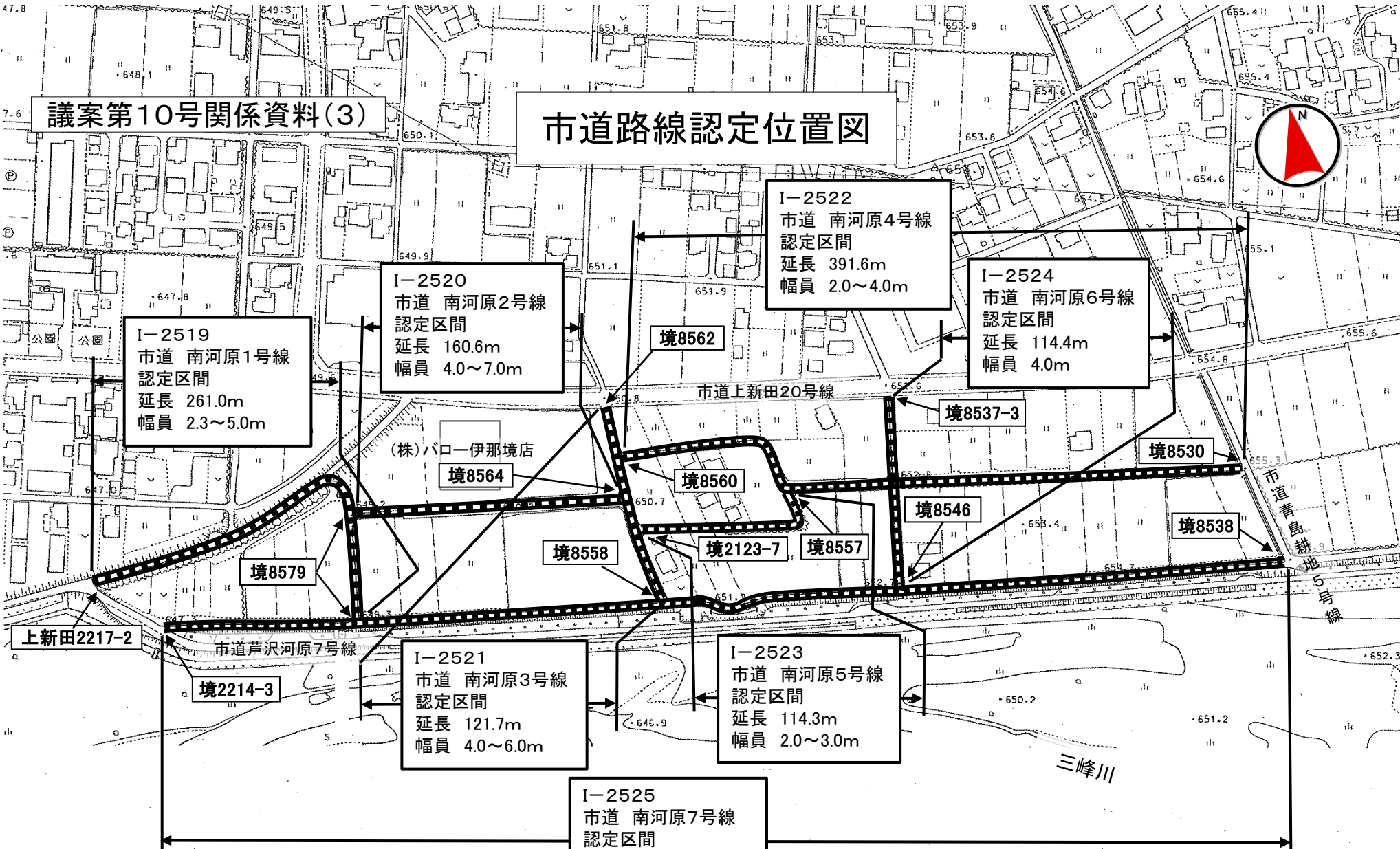
凡 例	
認定区間(新設)	▬▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●●●●

議案第10号関係資料(2)

市道路線変更位置図



凡 例	
認定区間(新設)	▬▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●●●●



# 市道路線認定位置図

議案第10号関係資料(3)



凡 例	
認定区間(新設)	▬▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●●●●



# 議案第11号関係資料

伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
附 則			附 則		
<p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	<p><u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）</u></p>	0.75	傷病補償年金	<p><u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</u></p>	0.73
	<p><u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</u></p>	0.75		<p><u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u></p>	0.86
	<p><u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</u></p>	0.89		<p><u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24</u></p>	0.88
	<p><u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</u></p>	0.73			

旧			新		
	<p>）</p> <p>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.86</p> <p>0.88</p>		<p>年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）</p> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</p> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</p>	<p>0.75</p> <p>0.75</p> <p>0.89</p>
障害補償年金	<p>旧船員保険法の障害年金</p> <p>旧厚生年金保険法の障害年金</p> <p>旧国民年金法の障害年金</p> <p>障害厚生年金及び障害基礎年金</p> <p>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.74</p> <p>0.74</p> <p>0.89</p> <p>0.73</p> <p>0.83</p> <p>0.88</p>	障害補償年金	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p> <p>旧船員保険法による障害年金</p> <p>旧厚生年金保険法による障害年金</p> <p>旧国民年金法による障害年金</p>	<p>0.73</p> <p>0.83</p> <p>0.88</p> <p>0.74</p> <p>0.74</p> <p>0.89</p>
遺族補償年金	<p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>0.80</p> <p>0.80</p> <p>0.90</p>	遺族補償年金	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>0.80</p>

旧		新	
<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</p> <p>遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>	0.80	<p>遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	0.84
	0.84		0.88
	0.88	0.80	0.80
		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>		<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>	
旧船員保険法の障害年金	0.75	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
旧国民年金法の障害年金	0.89	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73	旧船員保険法による障害年金	0.75
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88	旧国民年金法による障害年金	0.89

## 議案第12号関係資料

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 都市開発区域 中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)第14条第1項の規定により指定された区域をいう。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 地方活力向上区域 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第16項の認定を受けた地域再生を図るための計画に記載されている区域をいう。</u></p> <p>(4) 略</p>
<p><u>(都市開発区域における不均一課税)</u></p> <p>第5条 <u>都市開発区域内において、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令(昭和43年政令第63号)第5条の規定に該当して製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して、当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物及びその敷地である土地並びに機械及び装置に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3年度分のものに限り、当該固定資産税の税率を伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)第62条の規定にかかわらず、第1年度分は100分の0.7、第2年度分は100分の1.05、第3年度分は100分の1.225とするものとする。</u></p>	<p><u>(地方活力向上区域における不均一課税等)</u></p> <p>第5条 <u>地方活力向上区域内において、地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者が、同項の認定を受けた計画に従って、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第7条で定める業務施設(工場を除く。)の用に供するために取得した機械及び装置、建物若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に課する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分のものに限り、当該固定資産税の税率を伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)第62条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する事業 第1年度分は課税免除、第2年度分は100分の0.35、第3年度分は100分の0.70とする。</u></p> <p><u>(2) 地域再生法第17条の2第1項第2号に規定する事業 第1年度分は課税免除、第2年度分は100分の0.467、第3年度分は100分の0.934とする。</u></p>
<p>(課税免除等の申請)</p> <p>第7条 第3条、第4条及び前条の規定による課税免除又は第5条の規定による不均一課税(以下「課税免除等」という。)を受けようとする者は、規則で定める日までに、課税免除等申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(課税免除等の申請)</p> <p>第7条 第3条、第4条及び前条の規定による課税免除又は第5条の規定による不均一課税等(以下「課税免除等」という。)を受けようとする者は、規則で定める日までに、課税免除等申請書を市長に提出しなければならない。</p>

## 議案第13号関係資料(1)

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 略 <u>(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> <u>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</u> <u>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u></p>
	<p><u>(市の責務)</u> 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、<u>国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</u></p>
	<p><u>(個人番号の利用範囲)</u> 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。 2 <u>市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> 3 <u>前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>

旧	新
	<p><u>(特定個人情報の提供)</u>  <u>第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対して、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u>  <u>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>
<p>(個人番号カードの利用)  <u>第3条 略</u></p>	<p>(個人番号カードの利用)  <u>第6条 略</u></p>
<p>(利用資格及び利用期間)  <u>第4条 略</u></p>	<p>(利用資格及び利用期間)  <u>第7条 略</u></p>
<p><u>(委任)</u>  <u>第5条 第3条に定める個人番号カードの利用に係る手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u>  <u>第8条 この条例の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、市長が別に定める。</u></p>

## 議案第13号関係資料(2)

### 伊那市印鑑条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(個人番号カードを利用した印鑑登録証)</p> <p>第8条の2 伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年伊那市条例第30号。以下「番号条例」という。) <u>第3条第1号</u>の規定により、印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)又は登録申請者が前条第1項に規定する印鑑登録証に替えて、個人番号カードを印鑑登録証として利用しようとするときは、市長は個人番号カードに印鑑の登録を識別するための情報を登録するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(個人番号カードを利用した印鑑登録証)</p> <p>第8条の2 伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年伊那市条例第30号。以下「番号条例」という。) <u>第6条第1号</u>の規定により、印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)又は登録申請者が前条第1項に規定する印鑑登録証に替えて、個人番号カードを印鑑登録証として利用しようとするときは、市長は個人番号カードに印鑑の登録を識別するための情報を登録するものとする。</p> <p>2 略</p>

# 議案第14号関係資料(1)

## 伊那市地域自治区条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																																						
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域住民と行政の協働を推進し、地域住民の意見を行政に反映させ、もって地域自治の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項の規定により、<u>合併前の伊那市</u>の区域を分けて地域自治区を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域住民と行政の協働を推進し、地域住民の意見を行政に反映させ、もって地域自治の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項の規定により、<u>市</u>の区域を分けて地域自治区を設置する。</p>																																																						
<p>(地域自治区の名称及び区域)</p> <p>第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>西春近地域自治区</td> <td>西春近の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	略		西春近地域自治区	西春近の区域	<p>(地域自治区の名称及び区域)</p> <p>第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>西春近地域自治区</td> <td>西春近の区域</td> </tr> <tr> <td><u>高遠町地域自治区</u></td> <td><u>高遠町の区域</u></td> </tr> <tr> <td><u>長谷地域自治区</u></td> <td><u>長谷の区域</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	略		西春近地域自治区	西春近の区域	<u>高遠町地域自治区</u>	<u>高遠町の区域</u>	<u>長谷地域自治区</u>	<u>長谷の区域</u>																																						
名称	区域																																																						
略																																																							
西春近地域自治区	西春近の区域																																																						
名称	区域																																																						
略																																																							
西春近地域自治区	西春近の区域																																																						
<u>高遠町地域自治区</u>	<u>高遠町の区域</u>																																																						
<u>長谷地域自治区</u>	<u>長谷の区域</u>																																																						
<p>(事務所)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那地域自治区事務所</td> <td>伊那市下新田3050番地</td> <td>伊那地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>富県支所</u></td> <td>伊那市富県6393番地1</td> <td>富県地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>美篤支所</u></td> <td>伊那市美篤4999番地1</td> <td>美篤地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>手良支所</u></td> <td>伊那市手良野口260番地1</td> <td>手良地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>東春近支所</u></td> <td>伊那市東春近1826番地</td> <td>東春近地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>西箕輪支所</u></td> <td>伊那市西箕輪4000番地8</td> <td>西箕輪地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>西春近支所</u></td> <td>伊那市西春近5138番地1</td> <td>西春近地域自治区の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	伊那地域自治区事務所	伊那市下新田3050番地	伊那地域自治区の区域	<u>富県支所</u>	伊那市富県6393番地1	富県地域自治区の区域	<u>美篤支所</u>	伊那市美篤4999番地1	美篤地域自治区の区域	<u>手良支所</u>	伊那市手良野口260番地1	手良地域自治区の区域	<u>東春近支所</u>	伊那市東春近1826番地	東春近地域自治区の区域	<u>西箕輪支所</u>	伊那市西箕輪4000番地8	西箕輪地域自治区の区域	<u>西春近支所</u>	伊那市西春近5138番地1	西春近地域自治区の区域	<p>(事務所)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那地域自治区事務所</td> <td>伊那市下新田3050番地</td> <td>伊那地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>富県地域自治区事務所</u></td> <td>伊那市富県6393番地1</td> <td>富県地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>美篤地域自治区事務所</u></td> <td>伊那市美篤4999番地1</td> <td>美篤地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>手良地域自治区事務所</u></td> <td>伊那市手良野口260番地1</td> <td>手良地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>東春近地域自治区事務所</u></td> <td>伊那市東春近1826番地</td> <td>東春近地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>西箕輪地域自治区事務所</u></td> <td>伊那市西箕輪4000番地8</td> <td>西箕輪地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>西春近地域自治区事務所</u></td> <td>伊那市西春近5138番地1</td> <td>西春近地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>高遠町地域自治区事務所</u></td> <td>伊那市高遠町西高遠1806番地</td> <td>高遠町地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td><u>長谷地域自治区事務所</u></td> <td>伊那市長谷溝口1394番地</td> <td>長谷地域自治区の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	伊那地域自治区事務所	伊那市下新田3050番地	伊那地域自治区の区域	<u>富県地域自治区事務所</u>	伊那市富県6393番地1	富県地域自治区の区域	<u>美篤地域自治区事務所</u>	伊那市美篤4999番地1	美篤地域自治区の区域	<u>手良地域自治区事務所</u>	伊那市手良野口260番地1	手良地域自治区の区域	<u>東春近地域自治区事務所</u>	伊那市東春近1826番地	東春近地域自治区の区域	<u>西箕輪地域自治区事務所</u>	伊那市西箕輪4000番地8	西箕輪地域自治区の区域	<u>西春近地域自治区事務所</u>	伊那市西春近5138番地1	西春近地域自治区の区域	<u>高遠町地域自治区事務所</u>	伊那市高遠町西高遠1806番地	高遠町地域自治区の区域	<u>長谷地域自治区事務所</u>	伊那市長谷溝口1394番地	長谷地域自治区の区域
名称	位置	所管区域																																																					
伊那地域自治区事務所	伊那市下新田3050番地	伊那地域自治区の区域																																																					
<u>富県支所</u>	伊那市富県6393番地1	富県地域自治区の区域																																																					
<u>美篤支所</u>	伊那市美篤4999番地1	美篤地域自治区の区域																																																					
<u>手良支所</u>	伊那市手良野口260番地1	手良地域自治区の区域																																																					
<u>東春近支所</u>	伊那市東春近1826番地	東春近地域自治区の区域																																																					
<u>西箕輪支所</u>	伊那市西箕輪4000番地8	西箕輪地域自治区の区域																																																					
<u>西春近支所</u>	伊那市西春近5138番地1	西春近地域自治区の区域																																																					
名称	位置	所管区域																																																					
伊那地域自治区事務所	伊那市下新田3050番地	伊那地域自治区の区域																																																					
<u>富県地域自治区事務所</u>	伊那市富県6393番地1	富県地域自治区の区域																																																					
<u>美篤地域自治区事務所</u>	伊那市美篤4999番地1	美篤地域自治区の区域																																																					
<u>手良地域自治区事務所</u>	伊那市手良野口260番地1	手良地域自治区の区域																																																					
<u>東春近地域自治区事務所</u>	伊那市東春近1826番地	東春近地域自治区の区域																																																					
<u>西箕輪地域自治区事務所</u>	伊那市西箕輪4000番地8	西箕輪地域自治区の区域																																																					
<u>西春近地域自治区事務所</u>	伊那市西春近5138番地1	西春近地域自治区の区域																																																					
<u>高遠町地域自治区事務所</u>	伊那市高遠町西高遠1806番地	高遠町地域自治区の区域																																																					
<u>長谷地域自治区事務所</u>	伊那市長谷溝口1394番地	長谷地域自治区の区域																																																					



旧	新																																														
<p>(地域協議会の設置及び組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 地域協議会の名称及び<u>委員</u>の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="98 421 1102 727"> <thead> <tr> <th>地域自治区名</th> <th>地域協議会の名称</th> <th>委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那地域自治区</td> <td>伊那地域協議会</td> <td>40人以内</td> </tr> <tr> <td>富県地域自治区</td> <td>富県地域協議会</td> <td>20人以内</td> </tr> <tr> <td>美篁地域自治区</td> <td>美篁地域協議会</td> <td>20人以内</td> </tr> <tr> <td>手良地域自治区</td> <td>手良地域協議会</td> <td>20人以内</td> </tr> <tr> <td>東春近地域自治区</td> <td>東春近地域協議会</td> <td>20人以内</td> </tr> <tr> <td>西箕輪地域自治区</td> <td>西箕輪地域協議会</td> <td>20人以内</td> </tr> <tr> <td>西春近地域自治区</td> <td>西春近地域協議会</td> <td>20人以内</td> </tr> </tbody> </table>	地域自治区名	地域協議会の名称	委員の定数	伊那地域自治区	伊那地域協議会	40人以内	富県地域自治区	富県地域協議会	20人以内	美篁地域自治区	美篁地域協議会	20人以内	手良地域自治区	手良地域協議会	20人以内	東春近地域自治区	東春近地域協議会	20人以内	西箕輪地域自治区	西箕輪地域協議会	20人以内	西春近地域自治区	西春近地域協議会	20人以内	<p>(地域協議会の設置及び組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 地域協議会の名称及び<u>構成員</u> (以下「委員」という。)の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1128 421 2141 804"> <thead> <tr> <th>地域自治区名</th> <th>地域協議会の名称</th> <th>委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那地域自治区</td> <td>伊那地域協議会</td> <td rowspan="9">各地域協議会が定める数</td> </tr> <tr> <td>富県地域自治区</td> <td>富県地域協議会</td> </tr> <tr> <td>美篁地域自治区</td> <td>美篁地域協議会</td> </tr> <tr> <td>手良地域自治区</td> <td>手良地域協議会</td> </tr> <tr> <td>東春近地域自治区</td> <td>東春近地域協議会</td> </tr> <tr> <td>西箕輪地域自治区</td> <td>西箕輪地域協議会</td> </tr> <tr> <td>西春近地域自治区</td> <td>西春近地域協議会</td> </tr> <tr> <td>高遠町地域自治区</td> <td>高遠町地域協議会</td> </tr> <tr> <td>長谷地域自治区</td> <td>長谷地域協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>地域協議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。</u></p>	地域自治区名	地域協議会の名称	委員の定数	伊那地域自治区	伊那地域協議会	各地域協議会が定める数	富県地域自治区	富県地域協議会	美篁地域自治区	美篁地域協議会	手良地域自治区	手良地域協議会	東春近地域自治区	東春近地域協議会	西箕輪地域自治区	西箕輪地域協議会	西春近地域自治区	西春近地域協議会	高遠町地域自治区	高遠町地域協議会	長谷地域自治区	長谷地域協議会
地域自治区名	地域協議会の名称	委員の定数																																													
伊那地域自治区	伊那地域協議会	40人以内																																													
富県地域自治区	富県地域協議会	20人以内																																													
美篁地域自治区	美篁地域協議会	20人以内																																													
手良地域自治区	手良地域協議会	20人以内																																													
東春近地域自治区	東春近地域協議会	20人以内																																													
西箕輪地域自治区	西箕輪地域協議会	20人以内																																													
西春近地域自治区	西春近地域協議会	20人以内																																													
地域自治区名	地域協議会の名称	委員の定数																																													
伊那地域自治区	伊那地域協議会	各地域協議会が定める数																																													
富県地域自治区	富県地域協議会																																														
美篁地域自治区	美篁地域協議会																																														
手良地域自治区	手良地域協議会																																														
東春近地域自治区	東春近地域協議会																																														
西箕輪地域自治区	西箕輪地域協議会																																														
西春近地域自治区	西春近地域協議会																																														
高遠町地域自治区	高遠町地域協議会																																														
長谷地域自治区	長谷地域協議会																																														
<p>(地域協議会の委員)</p> <p>第6条 <u>地域協議会の委員</u>は、当該区域に住所を有する者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(委員の委嘱)</p> <p>第6条 委員は、当該区域に住所を有する者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>																																														
<p>(地域協議会の会長及び副会長)</p> <p>第8条 地域協議会に会長及び副会長各<u>1人</u>を置き、委員が互選する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(地域協議会の会長及び副会長)</p> <p>第8条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。</p> <p>2～4 略</p>																																														
<p>(地域協議会の会議)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 会議は、<u>当該地域協議会の委員の過半数以上</u>の出席がなければ、これを開くことができない。</p>	<p>(地域協議会の会議)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。</p>																																														

旧	新
<p>3～4 略</p> <p>5 前項の規定による会議の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>3～4 略</p>
<p>(予算上の措置)</p> <p>第11条 市は、地域協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第11条 市は、地域自治区の区域内において地域の活性化のために行われる活動及び地域協議会の運営について支援するため、予算の範囲内において交付金の交付その他の財政上の必要な措置を講ずることができる。</p>
	<p>(委員の報酬)</p> <p>第13条 委員には、報酬を支給しない。</p>
<p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第14条 第4条、第9条及び第10条に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮り定める。</p> <p>2 この条例に定めるもののほか、地域自治区に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

## 議案第14号関係資料(2)

### 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表第3 (第9条、第11条関係)				別表第3 (第9条、第11条関係)			
職名	報酬			職名	報酬		
	年額	月額	日額		年額	月額	日額
略				略			
地域協議会委員			5,000円				
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に定める額			選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に定める額		
略				略			
略				略			
備考 地域協議会委員又はその他条例に基づいて設置された審議会その他の委員会の委員(以下「特定委員」という。)について、議会の議員のうちから選任され、又は委嘱された場合における当該委員に係る報酬額は、この表の規定にかかわらず、特定委員について定める報酬額の2分の1に相当する額とする。				備考 その他条例に基づいて設置された審議会その他の委員会の委員(以下「特定委員」という。)について、議会の議員のうちから選任され、又は委嘱された場合における当該委員に係る報酬額は、この表の規定にかかわらず、特定委員について定める報酬額の2分の1に相当する額とする。			

## 議案第16号関係資料

伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例参考資料

### 【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（施設型給付費の支給）

第27条 略

2 略

3 施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

(1) 略

(2) 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 略

（特例施設型給付費の支給）

第28条 略

2 特例施設型給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を基準として市町村が定める額

(2) 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

(3) 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

3～5 略

（地域型保育給付費の支給）

第29条 略

2 略

3 地域型保育給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

(1) 略

(2) 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 略

(特例地域型保育給付費の支給)

第30条 略

2 特例地域型保育給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を基準として市町村が定める額
- (2) 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）
- (3) 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

(4) 略

3～5 略

# 議案第17号関係資料(1)

## 伊那市保育園条例新旧対照表 (第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																								
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東春近中央保育園</td> <td>伊那市東春近<u>935番地</u></td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	略			東春近中央保育園	伊那市東春近 <u>935番地</u>	120	略			<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東春近中央保育園</td> <td>伊那市東春近<u>932番地</u></td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	略			東春近中央保育園	伊那市東春近 <u>932番地</u>	120	略		
名称	位置	定員																							
略																									
東春近中央保育園	伊那市東春近 <u>935番地</u>	120																							
略																									
名称	位置	定員																							
略																									
東春近中央保育園	伊那市東春近 <u>932番地</u>	120																							
略																									
<p>(入園基準)</p> <p>第4条 法第24条第1項の規定及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由による保育園への入園は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童の保育を必要とする場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合</p> <p>(9)～(12) 略</p>	<p>(入園基準)</p> <p>第4条 法第24条第1項の規定及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由による保育園への入園は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童の保育を必要とする場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合</p> <p>(9)～(12) 略</p>																								

## 議案第17号関係資料(2)

### 伊那市保育園条例新旧対照表（第2条関係）

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																																
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>東春近中央保育園</td> <td>伊那市東春近932番地</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>東春近南部保育園</td> <td>伊那市東春近2087番地3</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>高遠第1保育園</td> <td>伊那市高遠町西高遠532番地</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>高遠第2・第3保育園</td> <td>伊那市高遠町藤沢2255番地</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td>高遠第4保育園</td> <td>伊那市高遠町下山田1400番地</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	略			東春近中央保育園	伊那市東春近932番地	120	東春近南部保育園	伊那市東春近2087番地3	60	略			高遠第1保育園	伊那市高遠町西高遠532番地	120	高遠第2・第3保育園	伊那市高遠町藤沢2255番地	45	高遠第4保育園	伊那市高遠町下山田1400番地	60	略			<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>東春近保育園</td> <td>伊那市東春近932番地</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>高遠保育園</td> <td>伊那市高遠町西高遠532番地</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>高遠第2・第3保育園</td> <td>伊那市高遠町藤沢2255番地</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	略			東春近保育園	伊那市東春近932番地	150	略			高遠保育園	伊那市高遠町西高遠532番地	120	高遠第2・第3保育園	伊那市高遠町藤沢2255番地	45	略		
名称	位置	定員																																															
略																																																	
東春近中央保育園	伊那市東春近932番地	120																																															
東春近南部保育園	伊那市東春近2087番地3	60																																															
略																																																	
高遠第1保育園	伊那市高遠町西高遠532番地	120																																															
高遠第2・第3保育園	伊那市高遠町藤沢2255番地	45																																															
高遠第4保育園	伊那市高遠町下山田1400番地	60																																															
略																																																	
名称	位置	定員																																															
略																																																	
東春近保育園	伊那市東春近932番地	150																																															
略																																																	
高遠保育園	伊那市高遠町西高遠532番地	120																																															
高遠第2・第3保育園	伊那市高遠町藤沢2255番地	45																																															
略																																																	
<p>(保育料)</p> <p>第7条 <u>法第56条第3項の規定により徴収する保育料は、法に基づいて定められた基準の範囲内で、市長が定める。</u></p>	<p>(保育料)</p> <p>第7条 <u>保育園に入園している児童の保護者は、保育料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の保育料の額は、伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年伊那市条例第 号）第2条に定める額とする。</u></p>																																																

# 議案第18号関係資料(1)

## 伊那市農業委員会に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																								
<p><u>(委員の定数)</u>            第2条 <u>委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</u>            (1) <u>法第7条第1項の規定による選挙による委員</u> 30人            (2) <u>法第12条第1号の規定による選任による委員</u> 3人            (3) <u>法第12条第2号の規定による選任による委員</u> 1人</p>	<p><u>(委員の定数)</u>            第2条 <u>法第8条第2項の規定により条例で定める委員会の委員の定数は、24人とする。</u></p>																								
<p><u>(選挙の単位)</u>            第3条 <u>法第10条の2第2項及び第3項の規定により、次のとおり選挙区及び選挙すべき委員の数を定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="116 753 1097 1353"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>区域</th> <th>選挙すべき委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那地区選挙区</td> <td>御園、山寺、坂下、荒井、荒井内の萱、西町、小沢、平沢、横山、ますみヶ丘、中の原、小四郎久保、中央、日影、上の原、境、狐島、上新田、下新田、上牧、野底、福島、美原、若宮、前原、仙美、伊那、伊那部の区域</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>富県地区選挙区</td> <td>富県の区域</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>美篤、手良地区選挙区</td> <td>美篤及び手良野口、手良中坪、手良沢岡の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>東春近地区選挙区</td> <td>東春近の区域</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>西箕輪地区選挙区</td> <td>西箕輪の区域</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>西春近地区選挙区</td> <td>西春近の区域</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>高遠町、長谷地区選挙区</td> <td>高遠町、長谷の区域</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	区域	選挙すべき委員の定数	伊那地区選挙区	御園、山寺、坂下、荒井、荒井内の萱、西町、小沢、平沢、横山、ますみヶ丘、中の原、小四郎久保、中央、日影、上の原、境、狐島、上新田、下新田、上牧、野底、福島、美原、若宮、前原、仙美、伊那、伊那部の区域	6人	富県地区選挙区	富県の区域	3人	美篤、手良地区選挙区	美篤及び手良野口、手良中坪、手良沢岡の区域	5人	東春近地区選挙区	東春近の区域	3人	西箕輪地区選挙区	西箕輪の区域	3人	西春近地区選挙区	西春近の区域	3人	高遠町、長谷地区選挙区	高遠町、長谷の区域	7人	<p><u>(農地利用最適化推進委員の定数)</u>            第3条 <u>法第18条第2項の規定により条例で定める同法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員の定数は、10人以内とする。</u></p>
選挙区	区域	選挙すべき委員の定数																							
伊那地区選挙区	御園、山寺、坂下、荒井、荒井内の萱、西町、小沢、平沢、横山、ますみヶ丘、中の原、小四郎久保、中央、日影、上の原、境、狐島、上新田、下新田、上牧、野底、福島、美原、若宮、前原、仙美、伊那、伊那部の区域	6人																							
富県地区選挙区	富県の区域	3人																							
美篤、手良地区選挙区	美篤及び手良野口、手良中坪、手良沢岡の区域	5人																							
東春近地区選挙区	東春近の区域	3人																							
西箕輪地区選挙区	西箕輪の区域	3人																							
西春近地区選挙区	西春近の区域	3人																							
高遠町、長谷地区選挙区	高遠町、長谷の区域	7人																							



旧	新
<p>(部会の設置及び構成)</p> <p>第4条 法第19条の規定により、委員会に農地部会及び農業振興部会の2部会を設置し、この構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 農地部会</p> <p>ア 選挙による委員が互選した者 15人</p> <p>イ 法第12条第1号の委員が互選した者 1人</p> <p>ウ 法第12条第2号の委員 1人</p> <p>(2) 農業振興部会</p> <p>ア 選挙による委員が互選した者 15人</p> <p>イ 法第12条第1号の委員が互選した者 2人</p>	
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

【参考】農業委員会等に関する法律（抜粋）

(委員の任命)

第8条 略

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3～7 略

第18条 略

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3～5 略

## 議案第18号関係資料(2)

伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により  
出頭した者等に対する実費弁償条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(実費弁償の範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する実費弁償は、次に掲げる者に対して行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定 <u>（農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する場合を含む。）</u> により、伊那市選挙管理委員会から求められて出頭した者</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(9) 農業委員会等に関する法律<u>第29条第1項</u>の規定により伊那市農業委員会から求められて出頭した<u>関係人</u></p> <p>(10) 略</p>	<p>(実費弁償の範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する実費弁償は、次に掲げる者に対して行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により、伊那市選挙管理委員会から求められて出頭した者</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(9) 農業委員会等に関する法律<u>第35条第1項</u>の規定により伊那市農業委員会から求められて出頭した<u>関係者</u></p> <p>(10) 略</p>

# 議案第19号関係資料

## 伊那市農業公園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																									
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 みはらしファームに次の施設を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設区分</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ふれあい広場施設</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドッグラン</td> <td>伊那市西箕輪3885番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	施設区分	名称	位置	略			ふれあい広場施設	略		ドッグラン	伊那市西箕輪3885番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 みはらしファームに次の施設を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設区分</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ふれあい広場施設</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドッグラン</td> <td>伊那市西箕輪3885番地1</td> </tr> <tr> <td>交流促進施設</td> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>伊那市西箕輪3416番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	施設区分	名称	位置	略			ふれあい広場施設	略		ドッグラン	伊那市西箕輪3885番地1	交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪3416番地1
施設区分	名称	位置																								
略																										
ふれあい広場施設	略																									
	ドッグラン	伊那市西箕輪3885番地1																								
施設区分	名称	位置																								
略																										
ふれあい広場施設	略																									
	ドッグラン	伊那市西箕輪3885番地1																								
交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪3416番地1																								
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>手作りパン工房 麦の家</td> <td>(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p>	名称	業務	略		手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。	略		<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>手作りパン工房 麦の家</td> <td>(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。</td> </tr> <tr> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td><u>(1) みはらしファームの総合案内に関すること。</u> <u>(2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p>	名称	業務	略		手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。	みはらしファーム交流促進施設	<u>(1) みはらしファームの総合案内に関すること。</u> <u>(2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。</u>	略								
名称	業務																									
略																										
手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。																									
略																										
名称	業務																									
略																										
手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。																									
みはらしファーム交流促進施設	<u>(1) みはらしファームの総合案内に関すること。</u> <u>(2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。</u>																									
略																										
<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 35%;">開業時間</th> <th style="width: 40%;">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開業時間	休業日	略			<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 35%;">開業時間</th> <th style="width: 40%;">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開業時間	休業日	略															
名称	開業時間	休業日																								
略																										
名称	開業時間	休業日																								
略																										

旧	新																				
<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr> <td>ドッグラン</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> <td>年末年始</td> </tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>2 略</p>	略	ドッグラン	午前8時30分から午後5時まで	年末年始	略	略	<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr> <td>ドッグラン</td> <td>午前8時30分から午後5時まで</td> <td>年末年始</td> </tr> <tr> <td>みはらしファーム交流 促進施設</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>年末年始</td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>2 略</p>	略	ドッグラン	午前8時30分から午後5時まで	年末年始	みはらしファーム交流 促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始	略						
略																					
ドッグラン	午前8時30分から午後5時まで	年末年始																			
略																					
略																					
略																					
ドッグラン	午前8時30分から午後5時まで	年末年始																			
みはらしファーム交流 促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始																			
略																					
<p>(使用料) 第10条 ふれあい農園の利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 既に納付した使用料は、還付しない。</p>	<p>(使用料) 第10条 ふれあい農園又はドッグランの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>																				
<p>別表（第10条関係） ふれあい農園使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>使用期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区画</td> <td>4月1日から翌年3月31日まで</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 同一利用者が2区画以上を使用する場合の2区画目からの使用料は、1区画につき4,500円とする。</p>	単位	使用期間	使用料	1区画	4月1日から翌年3月31日まで	6,500円	<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ふれあい農園</td> <td>1区画</td> <td>4月1日から翌年3月31日まで 6,500円</td> </tr> <tr> <td>2区画目以降 1区画につき (同一利用者の 場合に限る。)</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ドッグラン</td> <td rowspan="2">1頭</td> <td>4月1日から翌年3月31日まで 1回につき 12,000円 300円</td> </tr> <tr> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>2頭目以降1 頭につき(同 一利用者の場 合に限る。)</td> <td>1回につき 100円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	使用料	ふれあい農園	1区画	4月1日から翌年3月31日まで 6,500円	2区画目以降 1区画につき (同一利用者の 場合に限る。)	4,500円	ドッグラン	1頭	4月1日から翌年3月31日まで 1回につき 12,000円 300円	6,000円	2頭目以降1 頭につき(同 一利用者の場 合に限る。)	1回につき 100円
単位	使用期間	使用料																			
1区画	4月1日から翌年3月31日まで	6,500円																			
名称	区分	使用料																			
ふれあい農園	1区画	4月1日から翌年3月31日まで 6,500円																			
	2区画目以降 1区画につき (同一利用者の 場合に限る。)	4,500円																			
ドッグラン	1頭	4月1日から翌年3月31日まで 1回につき 12,000円 300円																			
		6,000円																			
	2頭目以降1 頭につき(同 一利用者の場 合に限る。)	1回につき 100円																			

## 議案第22号関係資料

### 伊那市防災会議条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、伊那市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、伊那市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織<u>に関し必要な事項</u>を定めるものとする。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>

# 議案第23号関係資料

## 伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
附 則			附 則		
<p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に<u>掲げる年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。</p>			<p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に<u>掲げる当該法律による年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。</p>		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の <u>規定</u> による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の <u>規定</u> による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下 <u>同じ</u> 。）	0.73	1 傷病補償年金（ <u>第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。</u> ）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を <u>図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）</u> 附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「 <u>障害厚生年金等</u> 」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「 <u>障害基礎年金</u> 」という。）	0.73
			2 傷病補償年金（ <u>第18条の</u>	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.82（第1級又は第2</u>

旧			新		
			<u>2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u>		級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.81)</u>
障害補償年金	<u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金</u>	0.73	<u>3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	0.73
			<u>4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u>	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)</u>
遺族補償年金	<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)</u> 附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	0.80	<u>5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)</u> 及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.80

旧			新		
			6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。</p>			<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。</p>		
傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86	1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「 <u>国家公務員共済組合法等</u> 」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88		2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「 <u>旧農林共済法</u> 」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「 <u>平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金</u> 」という。）が支給され	0.88



旧			新		
				る場合を除く。)	
			<u>2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</u>	<u>1 障害厚生年金等</u>	<u>0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）</u>
				<u>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）</u>
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83	<u>3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</u>	<u>1 障害厚生年金等</u>	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88		<u>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	0.88
			<u>4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</u>	<u>1 障害厚生年金等</u>	<u>0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）</u>

旧			新		
				2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84	5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88		2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
			6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
				2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92
<p>3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率</p>			<p>3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、当該法律による年金たる給付</p>		

旧			新		
<p>を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。</p>			<p>ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。</p>		
傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。)	0.75	1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)	0.75		2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)	0.89		3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
			2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
				2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償

旧			新		
					年金にあつては、 <u>0.82)</u>
				<u>3</u> 旧国民年金法による障害年金	<u>0.93</u> (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.92)</u>
障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74	<u>3</u> 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	<u>1</u> 旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74		<u>2</u> 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89	<u>4</u> 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	<u>3</u> 旧国民年金法による障害年金	0.89
				<u>1</u> 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては <u>0.82)</u>
				<u>2</u> 旧厚生年金保険法による障害年金	<u>0.83</u> (第1

旧			新		
					級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82)
				3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92)
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80	5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80		2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
			6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
				2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87

旧		新	
		<u>に係るものに 限る。)</u>	<u>3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>
			0.93
4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</u>	4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</u>	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
5 休業補償を受ける権利を有する者が、 <u>同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</u>	5 休業補償を受ける権利を有する者が、 <u>同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</u>		
		<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	0.73
		<u>障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	0.86
		<u>障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	0.88
6 休業補償を受ける権利を有する者が、 <u>同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</u>	6 休業補償を受ける権利を有する者が、 <u>同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。</u>		
		<u>旧船員保険法の規定による障害年金</u>	0.75
		<u>旧厚生年金保険法の規定による障害年金</u>	0.75
		<u>旧国民年金法の規定による障害年金</u>	0.89
		<u>旧船員保険法による障害年金</u>	0.75
		<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0.75
		<u>旧国民年金法による障害年金</u>	0.89

旧	新
7 略	7 略

# 議案第24号関係資料

## 伊那市体育施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 庭球場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サンライフ北庭球場</td> <td>伊那市西春近2540番地</td> </tr> <tr> <td>サンビレッジ庭球場</td> <td>伊那市西箕輪3940番地 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(11) <u>その他の施設</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウエストスポーツパーク管理センター</td> <td>伊那市西町5843番地 2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		サンライフ北庭球場	伊那市西春近2540番地	サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地 2	名称	位置	ウエストスポーツパーク管理センター	伊那市西町5843番地 2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 庭球場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サンビレッジ庭球場</td> <td>伊那市西箕輪3940番地 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(10) 略</p>	名称	位置	略		サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地 2																		
名称	位置																																				
略																																					
サンライフ北庭球場	伊那市西春近2540番地																																				
サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地 2																																				
名称	位置																																				
ウエストスポーツパーク管理センター	伊那市西町5843番地 2																																				
名称	位置																																				
略																																					
サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地 2																																				
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サンライフ北庭球場</td> <td>1月4日から12月28日まで (毎週月曜日及び休日(休 日が月曜日に当たるときは その翌日)を除く。)</td> <td>午前8時30分から午後5時 まで</td> </tr> <tr> <td>サンビレッジ庭球場</td> <td>1月4日から12月28日まで</td> <td>午前8時30分から午後9時 30分まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那西スケート場</td> <td>12月1日から翌年2月20日 (1月1日を除く。)まで</td> <td>午前6時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>ウエストスポーツパ ーク管理センター</td> <td>1月4日から12月28日まで</td> <td>午前8時30分から午後9時 30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	略			サンライフ北庭球場	1月4日から12月28日まで (毎週月曜日及び休日(休 日が月曜日に当たるときは その翌日)を除く。)	午前8時30分から午後5時 まで	サンビレッジ庭球場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時 30分まで	略			伊那西スケート場	12月1日から翌年2月20日 (1月1日を除く。)まで	午前6時から午後9時まで	ウエストスポーツパ ーク管理センター	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時 30分まで	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サンビレッジ庭球場</td> <td>1月4日から12月28日まで</td> <td>午前8時30分から午後9時 30分まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那西スケート場</td> <td>12月1日から翌年2月20日 (1月1日を除く。)まで</td> <td>午前6時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	略			サンビレッジ庭球場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時 30分まで	略			伊那西スケート場	12月1日から翌年2月20日 (1月1日を除く。)まで	午前6時から午後9時まで
名称	開場期間	開場時間																																			
略																																					
サンライフ北庭球場	1月4日から12月28日まで (毎週月曜日及び休日(休 日が月曜日に当たるときは その翌日)を除く。)	午前8時30分から午後5時 まで																																			
サンビレッジ庭球場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時 30分まで																																			
略																																					
伊那西スケート場	12月1日から翌年2月20日 (1月1日を除く。)まで	午前6時から午後9時まで																																			
ウエストスポーツパ ーク管理センター	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時 30分まで																																			
名称	開場期間	開場時間																																			
略																																					
サンビレッジ庭球場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時 30分まで																																			
略																																					
伊那西スケート場	12月1日から翌年2月20日 (1月1日を除く。)まで	午前6時から午後9時まで																																			



旧	新																																												
別表第2（第8条関係） 1～10 略 11 センターテニスコート、第2庭球場、 <u>サンライフ北庭球場</u> 、サンビレッジ庭球場 (1) 庭球場 (表 略) 備考 1～2 略 3 <u>サンライフ北庭球場の使用については、個人使用のみとする。</u> (2) 略 12～28 略 29 <u>ウエストスポーツパーク管理センター</u>	別表第2（第8条関係） 1～10 略 11 センターテニスコート、第2庭球場、サンビレッジ庭球場 (1) 庭球場 (表 略) 備考 1～2 略 (2) 略 12～28 略																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1教養室・第2</td> <td>午前8時30分から正午まで</td> <td>1室につき</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>教養室・第1会議</td> <td>正午から午後5時まで</td> <td>1室につき</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>室・第3会議室・</td> <td>午後5時から午後9時30分</td> <td>1室につき</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2会議室</td> <td>午前8時30分から正午まで</td> <td></td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>正午から午後5時まで</td> <td></td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時30分まで</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5会議室</td> <td>午前8時30分から正午まで</td> <td></td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>正午から午後5時まで</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時30分まで</td> <td></td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td></td> <td>1人1回につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分			利用料金	第1教養室・第2	午前8時30分から正午まで	1室につき	600円	教養室・第1会議	正午から午後5時まで	1室につき	900円	室・第3会議室・	午後5時から午後9時30分	1室につき	1,200円	第4会議室	まで			第2会議室	午前8時30分から正午まで		1,500円	正午から午後5時まで		2,300円	午後5時から午後9時30分まで		3,000円	第5会議室	午前8時30分から正午まで		800円	正午から午後5時まで		1,200円	午後5時から午後9時30分まで		1,600円	トレーニング室		1人1回につき	200円
区分			利用料金																																										
第1教養室・第2	午前8時30分から正午まで	1室につき	600円																																										
教養室・第1会議	正午から午後5時まで	1室につき	900円																																										
室・第3会議室・	午後5時から午後9時30分	1室につき	1,200円																																										
第4会議室	まで																																												
第2会議室	午前8時30分から正午まで		1,500円																																										
	正午から午後5時まで		2,300円																																										
	午後5時から午後9時30分まで		3,000円																																										
第5会議室	午前8時30分から正午まで		800円																																										
	正午から午後5時まで		1,200円																																										
	午後5時から午後9時30分まで		1,600円																																										
トレーニング室		1人1回につき	200円																																										
備考																																													
1 <u>営利、営業のために使用する場合の利用料金は、表に掲げる区分に従い、当該区分に定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額（この額に10円未満の端数のあるときは、切り捨てる。）とする。</u>																																													
2 <u>入場料を徴収する場合には、表に掲げる区分に従い、当該区分に定める利用料金の額に100分の150（営利、営業のために使用する場合にあっては、100分の225）を乗じて得た額（この額に10円未満の端数のあるときは、切り捨てる。）とする。</u>																																													